

○弘前市議会事務局設置条例

平成18年3月10日
弘前市条例第222号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、弘前市議会に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。